

議 案 書

平成 2 9 年 1 2 月

第 4 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 3	平成29年度松山市一般会計補正予算(第4号)を定める専決処分の承認を求めることについて		1
議案 74	平成29年度松山市一般会計補正予算(第5号)		11
75	平成29年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)		21
76	平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)		25
77	平成29年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算(第1号)		29
78	平成29年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第1号)		31
79	平成29年度松山市公共下水道事業会計補正予算(第1号)		33
80	平成29年度松山市一般会計補正予算(第6号)		35
81	平成29年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)		39
82	平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)		41
83	平成29年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算(第1号)		43
84	松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者の指定について		45
85	工事請負契約の締結について(松山市二番町駐車場解体工事)		47
86	市道路線の認定について		49

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	松山市, 東温市共有山林組合議会議員の選任に関し同意を求めることについて		

承認第3号

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成29年度松山市一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

平成29年9月28日に衆議院が解散されたことに伴い、平成29年10月22日に衆
議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなったことから、補正
予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出す
る。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第16
2条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第23号

平成29年9月28日

松山市長 野志克仁

平成29年度松山市一般会計補正予算(第4号)を定める専決処分について

平成29年9月28日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

平成29年度松山市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126,268千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

183,065,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		14,328,010 千円	126,268 千円	14,454,278 千円
	3 委託金	944,888	126,268	1,071,156
歳入	合計	182,939,006	126,268	183,065,274

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,731,801 千円	126,268 千円	13,858,069 千円
	4 選挙費	217,481	126,268	343,749
歳出	合計	182,939,006	126,268	183,065,274

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	14,328,010 千円	126,268 千円	14,454,278 千円
歳入合計	182,939,006	126,268	183,065,274

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	千円 13,731,801	千円 126,268	千円 13,858,069	千円 126,268	千円	千円	千円
歳出合計	182,939,006	126,268	183,065,274	126,268			

2 歳入
 (款) 16 県支出金 (項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費委託金	千円 847,356	千円 126,268	千円 973,624	6 衆議院議員選挙 費委託金	千円 126,268		千円
計	944,888	126,268	1,071,156	—	—	—	

3 歳出
 (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 衆議院議員 選挙費	千円	千円	千円	千円	1 報酬	千円	衆議院議員選挙 126,268
	0	126,268	126,268	県支出金 126,268	3 職員手当等	8,917	
					4 共済費	11,674	
					7 賃金	55	
					8 報償費	3,386	
					9 旅費	30,967	
					市内旅費	500	
					11 需用費	500	
					消耗品費	2,986	
					燃料費	1,018	
					印刷製本費	70	
					12 役務費	1,898	
					通信運搬費	18,005	
					広告料	15,935	
					手数料	250	
					13 委託料	1,820	
					14 使用料及び 賃借料	37,980	
					18 備品購入費	5,632	
計	217,481	126,268	343,749	-	-	6,166	-

補正予算給与費明細書（松山市一般会計）

1 特別職

区分	職員数 (人)	給				与			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)		
補正後	長等	0	32,647	10,611	0	43,258	7,472	50,730		
	議員	323,148	0	105,024	0	428,172	127,568	555,740		
	その他の特別職	459,208	18,682	6,130	98	484,118	18,451	502,569		
	計	782,356	51,329	121,765	98	955,548	153,491	1,109,039		
補正前	長等	0	32,647	10,611	0	43,258	7,472	50,730		
	議員	323,148	0	105,024	0	428,172	127,568	555,740		
	その他の特別職	450,291	18,682	6,130	98	475,201	18,451	493,652		
	計	773,439	51,329	121,765	98	946,631	153,491	1,100,122		
比較	長等	0	0	0	0	0	0	0		
	議員	0	0	0	0	0	0	0		
	その他の特別職	8,917	0	0	0	8,917	0	8,917		
	計	8,917	0	0	0	8,917	0	8,917		

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 料			与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)		
補 正 後	(106) 3,243	740,408	11,640,591	9,175,187	21,556,186	4,107,806	25,663,992		
補 正 前	(106) 3,243	740,408	11,640,591	9,163,513	21,544,512	4,107,806	25,652,318		
比 較	(0) 0	0	0	11,674	11,674	0	11,674		

区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
職 員 手 当 の 補 正 後	1,112,069
補 正 前	1,100,395
比 較	11,674

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職 員 手 当	11,674	その他の増減分 11,674		

議案第74号

平成29年度松山市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,384,663千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,449,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,364,000 千円	751,000 千円	64,115,000 千円
	1 市民税	28,070,000	466,000	28,536,000
6 地方消費税交付金	2 固定資産税	29,696,000	285,000	29,981,000
		8,500,000	200,000	8,700,000
11 地方交付税	1 地方消費税交付金	8,500,000	200,000	8,700,000
		18,500,000	710,000	19,210,000
13 分担金及び負担金	1 地方交付税	18,500,000	710,000	19,210,000
		1,347,626	3,401	1,351,027
15 国庫支出金	1 分担金	24,377	3,401	27,778
		38,680,196	676,466	39,356,662
16 県支出金	1 国庫負担金	33,204,630	629,055	33,833,685
	2 国庫補助金	5,328,561	47,411	5,375,972
21 諸収入		14,454,278	377,005	14,831,283
	1 県負担金	8,508,125	303,193	8,811,318
	2 県補助金	4,874,997	73,812	4,948,809
		4,498,229	291	4,498,520
	4 雑入	1,899,713	291	1,900,004

22 市債		13,789,900	666,500	14,456,400
1 市債		13,789,900	666,500	14,456,400
歳 入	合 計	183,065,274	3,384,663	186,449,937

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		89,664,301 千円	1,895,271 千円	91,559,572 千円
	1 社会福祉費	36,668,570	1,140,485	37,809,055
	2 児童福祉費	29,193,870	421,959	29,615,829
	3 生活保護費	23,801,861	332,827	24,134,688
4 衛生費		16,735,143	415,267	17,150,410
	1 保健衛生費	2,659,988	5,702	2,665,690
	2 保健所費	5,345,159	319,584	5,664,743
	3 清掃費	8,729,996	89,981	8,819,977
6 農林水産業費		2,623,010	13,251	2,636,261
	3 林業費	141,405	13,251	154,656
7 商工費		4,628,077	23,924	4,652,001
	2 観光費	1,096,029	23,924	1,119,953
8 土木費		18,815,162	810,130	19,625,292
	2 道路橋梁費	3,379,476	9,476	3,388,952

款	項	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費	3 河川費	1,189,806 千円	55,080 千円	1,244,886 千円
	4 港湾費	347,004	193,707	540,711
	5 都市計画費	9,577,925	551,867	10,129,792
		0	226,820	226,820
	2 農林水産施設災害復旧費	0	183,820	183,820
	3 土木施設災害復旧費	0	43,000	43,000
歳	出	183,065,274	3,384,663	186,449,937
	合 計			

第2表 債務負担行為補正 (松山市一般会計)

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
広 報 ま つ や ま 発 行 事 業	平成29年度～平成30年度	110,000
デ ー タ エ ン ト リ ー 業 務 委 託 (平 成 3 0 年 契 約 分)	平成29年度～平成31年度	44,300
小 百 合 保 育 園 運 営 委 託	平成29年度～平成34年度	590,000
生 石 保 育 園 運 営 委 託	平成29年度～平成34年度	610,000
桑 原 保 育 園 運 営 委 託	平成29年度～平成34年度	590,000
狂 犬 病 予 防 業 務 委 託	平成29年度～平成30年度	3,000
予 防 接 種 ワ ク チ ン 供 給 業 務 委 託	平成29年度～平成30年度	556,000

事 項	期 間	限 度 額
一 (東 野 土 地 三 改 良 事 業)	平成29年度～平成30年度	5,000 千円
松山しごと創造センター運営委託 (未・来Jobまつやま)	平成29年度～平成32年度	158,000
松山城二之丸史跡庭園委託 その他付帯施設等指定管理委託	平成29年度～平成34年度	539,000
三津の渡し運航業務委託	平成29年度～平成30年度	16,400
山公園及びび公園内施設等委託 管理に係る指定管理	平成29年度～平成34年度	298,500
生活道伊路台19号線 (市 道 伊 路 台 1 9 号 線 事 業)	平成29年度～平成30年度	8,000
生活道石井1号線 (市 道 石 井 1 号 線 事 業)	平成29年度～平成30年度	4,000
下水排水路等整備町 (水 排 水 路 等 整 備 町 事 業)	平成29年度～平成30年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
日浦小中学校バス運行及び興居島小学委託	平成29年度～平成32年度	21,900 千円
五通小学バス運行及び立岩小学委託	平成29年度～平成32年度	12,300

第3表 地方債補正 (松山市一般会計)

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林土木施設災害復旧事業	千円 40,000	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 借入時期 平成29年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。 	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし, 利 率見直し方 式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利償に借換えすることが できる。 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。
土木施設災害復旧事業	20,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
廃棄物対策事業	千円	1 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 3 借入時期 平成29年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	1 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に心組上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換ええることができる。 3 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	2,280,000				2,370,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路建設等事業	640,000	同上	同上	同上	650,000	同上	同上	同上
河川等改修事業	20,000	同上	同上	同上	40,000	同上	同上	同上
港湾等建設事業	70,000	同上	同上	同上	100,000	同上	同上	同上
都市計画事業	890,000	同上	同上	同上	1,390,000	同上	同上	同上

議案第75号

平成29年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成29年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ631,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,103,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		14,730,795 千円	118,080 千円	14,848,875 千円
	1 国庫負担金	9,917,814	92,160	10,009,974
	2 国庫補助金	4,812,981	25,920	4,838,901
5 県支出金		3,228,381	25,920	3,254,301
	2 県補助金	2,715,667	25,920	2,741,587
8 繰入金		5,264,658	465,222	5,729,880
	1 一般会計繰入金	5,264,658	465,222	5,729,880
10 繰越金		0	22,030	22,030
	1 繰越金	0	22,030	22,030
歳入	合 計	64,472,500	631,252	65,103,752

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		39,490,424 千円	288,000 千円	39,778,424 千円
	1 保険給付費	39,490,424	288,000	39,778,424
6 諸支出金		39,425	343,252	382,677
	1 償還金及び還付加算金	39,425	343,252	382,677

歳	出	合	計	64,472,500	631,252	65,103,752
---	---	---	---	------------	---------	------------

議案第76号

平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,890,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市介護保険事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		9,145,188 千円	151,200 千円	9,296,388 千円
	1 介護保険料	9,145,188	151,200	9,296,388
3 国庫支出金		11,084,405	183,630	11,268,035
	1 国庫負担金	7,870,894	134,280	8,005,174
	2 国庫補助金	3,213,511	49,350	3,262,861
4 支払基金交付金		12,439,219	201,600	12,640,819
	1 支払基金交付金	12,439,219	201,600	12,640,819
5 県支出金		6,302,150	99,720	6,401,870
	1 県負担金	5,967,928	99,720	6,067,648
6 繰入金		6,890,948	128,042	7,018,990
	1 一般会計繰入金	6,690,948	128,042	6,818,990
9 繰越金		0	258,821	258,821
	1 繰越金	0	258,821	258,821
歳入	合計	45,867,600	1,023,013	46,890,613

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		911,602 千円	44,192 千円	955,794 千円
	1 総務管理費	911,602	44,192	955,794
2 保険給付費		42,581,000	720,000	43,301,000
	1 保険給付費	42,581,000	720,000	43,301,000
4 諸支出金		12,910	258,821	271,731
	1 償還金及び還付加算金	12,910	258,821	271,731
歳出	合計	45,867,600	1,023,013	46,890,613

議案第77号

平成29年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,885千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市鹿島観光事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		22,800 千円	10,885 千円	33,685 千円
	1 一般会計繰入金	22,800	10,885	33,685
歳入	合計	33,000	10,885	43,885

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 渡船管理事業費		32,000 千円	10,885 千円	42,885 千円
	1 渡船管理事業費	32,000	10,885	42,885
歳出	合計	33,000	10,885	43,885

議案第78号

平成29年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市松山城観光事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山城天守閣・城山索道施設等 指定管理委託	平成29年度～平成34年度	1,277,300 千円

議案第79号

平成29年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成29年度松山市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
西部処理区吉田渠整備事業 （南 町）	平成29年度～平成30年度	15,000 千円
北部処理区2丁目外渠整備事業 （和 気 町）	平成29年度～平成30年度	7,000

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

議案第80号

平成29年度松山市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度松山市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166,236千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,283,701千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,115,000 千円	△ 166,000 千円	63,949,000 千円
	1 市民税	28,536,000	△ 166,000	28,370,000
21 諸収入		4,498,520	△ 236	4,498,284
	4 雑入	1,900,004	△ 236	1,899,768
歳入	合計	186,449,937	△ 166,236	186,283,701

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		847,586 千円	△ 17,531 千円	830,055 千円
	1 議会費	847,586	△ 17,531	830,055
2 総務費		13,858,069	148,308	14,006,377
	1 総務管理費	10,827,212	127,889	10,955,101
	2 徴税費	1,887,597	18,612	1,906,209
	3 戸籍住民基本台帳費	637,540	9,402	646,942
	4 選挙費	343,749	1,054	344,803
	6 監査委員費	117,650	△ 8,649	109,001
3 民生費		91,559,572	△ 83,017	91,476,555

	1 社会福祉費	37,809,055	△ 25,831	37,783,224
	2 児童福祉費	29,615,829	△ 48,222	29,567,607
	3 生活保護費	24,134,688	△ 8,964	24,125,724
4 衛生費		17,150,410	△ 80,059	17,070,351
	1 保健衛生費	2,665,690	1,880	2,667,570
	2 保健所費	5,664,743	△ 10,066	5,654,677
	3 清掃費	8,819,977	△ 71,873	8,748,104
5 労働費		272,464	2,192	274,656
	1 労働諸費	272,464	2,192	274,656
6 農林水産業費		2,636,261	△ 27,419	2,608,842
	1 農業費	964,911	△ 28	964,883
	2 農業土木費	1,026,602	1,410	1,028,012
	4 水産業費	490,092	△ 28,801	461,291
7 商工費		4,652,001	11,117	4,663,118
	1 商工費	3,532,048	5,014	3,537,062
	2 観光費	1,119,953	6,103	1,126,056
8 土木費		19,625,292	△ 54,006	19,571,286
	1 土木管理費	1,002,205	△ 20,539	981,666
	2 道路橋梁費	3,388,952	△ 19,595	3,369,357
	3 河川費	1,244,886	△ 7,882	1,237,004

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 港湾費	540,711 千円	14,364 千円	555,075 千円
	5 都市計画費	10,129,792	△ 18,428	10,111,364
	6 住宅費	2,642,162	4,330	2,646,492
	7 公園緑地費	676,584	△ 6,256	670,328
9 消防費		4,622,045	21,522	4,643,567
10 教育費	1 消防費	4,622,045	21,522	4,643,567
	1 教育総務費	14,179,114	△ 87,343	14,091,771
	2 小学校費	1,690,947	13,368	1,704,315
	3 中学校費	1,842,618	4,940	1,847,558
	4 幼稚園費	1,038,608	△ 13,294	1,025,314
	5 社会教育費	653,646	△ 34,980	618,666
歳出	6 保健体育費	2,392,519	△ 24,476	2,368,043
	合計	6,560,776	△ 32,901	6,527,875
歳出	合計	186,449,937	△ 166,236	186,283,701

議案第 81 号

平成 29 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 714 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
65, 108, 466 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出
予算補正」による。

平成 29 年 11 月 24 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		5,729,880 千円	4,714 千円	5,734,594 千円
	1 一般会計繰入金	5,729,880	4,714	5,734,594
歳入	合計	65,103,752	4,714	65,108,466

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		652,806 千円	4,714 千円	657,520 千円
	1 総務管理費	364,347	4,714	369,061
歳出	合計	65,103,752	4,714	65,108,466

議案第82号

平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,907,808千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		7,018,990 千円	17,195 千円	7,036,185 千円
	1 一般会計繰入金	6,818,990	17,195	6,836,185
歳入	合計	46,890,613	17,195	46,907,808

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		955,794 千円	17,195 千円	972,989 千円
	1 総務管理費	955,794	17,195	972,989
歳出	合計	46,890,613	17,195	46,907,808

平成29年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

96,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		5,184 千円	2,192 千円	7,376 千円
	1 一般会計繰入金	5,184	2,192	7,376
歳入	合計	94,000	2,192	96,192

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 勤労者福祉サービスセンター事業費		93,000 千円	2,192 千円	95,192 千円
	1 勤労者福祉サービスセンター事業費	93,000	2,192	95,192
歳出	合計	94,000	2,192	96,192

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者の指定について

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設等の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 城山公園堀之内地区	松山市堀之内
(2) 城山公園丸之内地区	松山市丸之内
(3) 松山城天守閣等	松山市丸之内
(4) 松山城山索道施設	松山市大街道三丁目2番地46ほか
(5) 松山城二之丸史跡庭園	松山市丸之内5番地

2. 指定管理者の名称 松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄道株式会社

代表取締役社長 清水 一郎

3. 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

(提案理由)

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

平成29年11月24日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山市二番町駐車場解体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山市二番町駐車場解体工事
2. 施工場所 松山市二番町四丁目7番地3
3. 内 容 規模 地下1階，地上7階（ペントハウス付）
建築年 昭和51年
延床面積 6,571.92㎡
A：建築主体解体 一式
B：電気設備撤去 一式
C：機械設備撤去 一式
4. 請 負 人 松山市北梅本町甲184番地
オオノ開発株式会社
代表取締役 大野 剛嗣
5. 請負金額 2億3,913万3,600円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5

号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成 29 年 11 月 24 日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 余土 238号線	余戸南四丁目	余戸南三丁目	
2	市道 余土 239号線	余戸南三丁目	余戸南三丁目	

(提案理由)

図面番号第 1～2 号の路線は、松山外環状道路空港線の整備に伴い、市道に認定するため、道路法第 8 条の規定により、本案を提出する。

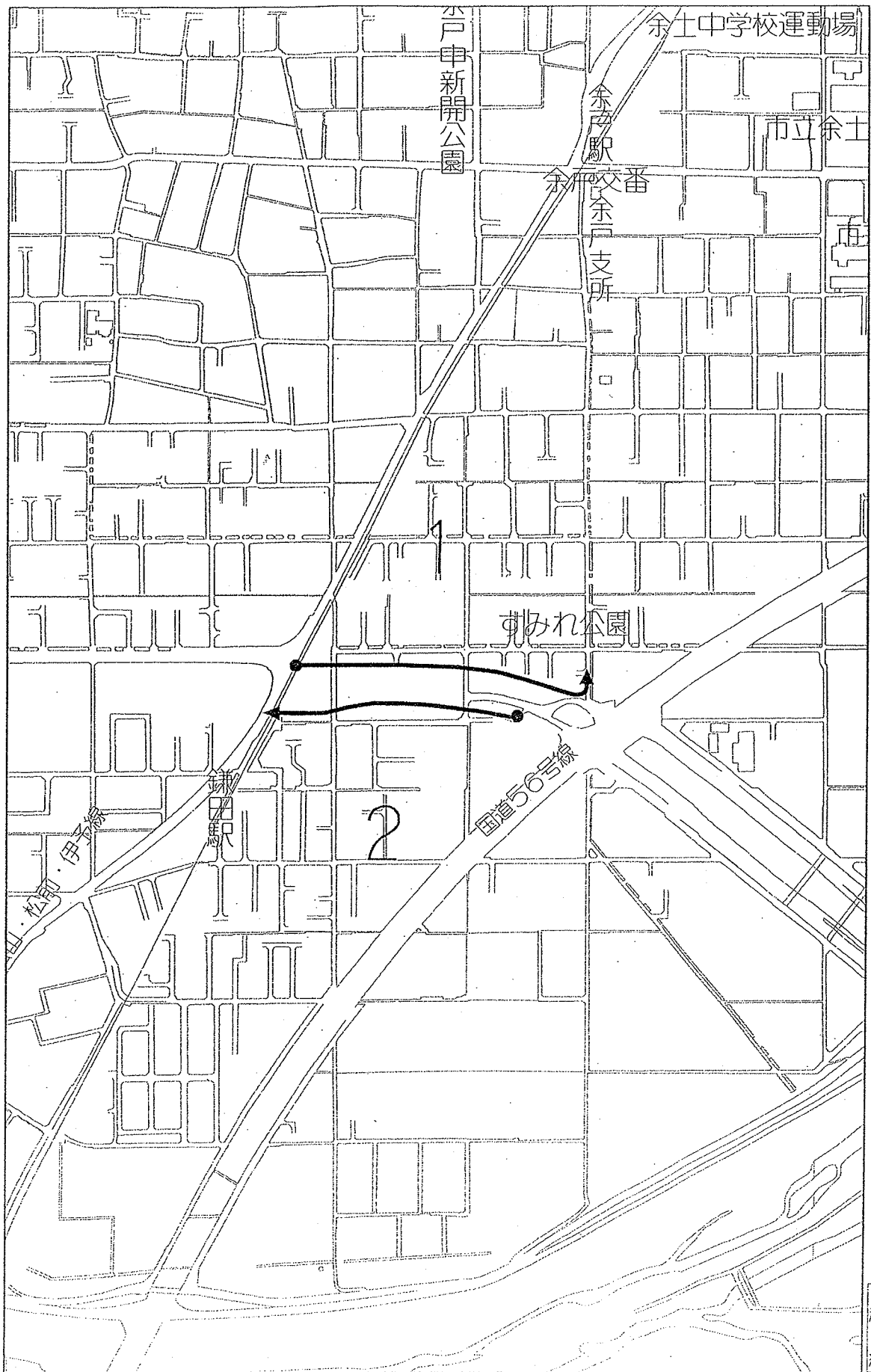
(参 照)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 余土 238号線	松山市余戸南四丁目 3392番1地先	松山市余戸南三丁目 1093番26地先	4.3 ~13.9	275.7
2	市 道 余土 239号線	松山市余戸南三丁目 1100番3地先	松山市余戸南三丁目 3325番地先	7.9 ~12.8	222.7

